



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2024年9月発行

届出医療等の活用と留意点 -施設基準・人員基準等の手引き- 2024年6月～2026年5月版

全国保険医団体連合会発行 B5判 1,626ページ
会員価格 5,200円(定価 6,500円) ※税・送料込み

地方厚生局への届出が必要な医科点数を解説!
複雑な基準を日常管理チェック表で管理できる!!

すべての届出医療を掲載

- 届出医療は、算定要件や人員基準についての細かな要件を整えなければなりません。本書では、複雑な届出医療について、その留意点、届出にあたってのチェック事項、日常管理のためのチェック事項等を、わかりやすく解説しています。本書で日常管理すれば適時調査も怖くありません。
- 算定するに当たって届出を行う必要がなくなった点数もありますが、基準を満たすことは求められています。本書ではそれらを整理して記載しています。
- 病院・有床診療所はもちろん、入院外の届出医療の具体的内容も記載されていますので、無床診療所でも十分ご利用いただける内容です。

■主な内容■

- ◆届出の方法と適時調査の概要
- ◆届出医療の活用の際に求められる施設基準 ◆入院外・入院の届出医療の具体的内容(届出の書類、届出チェック表、日常管理チェック表)
- ◆酸素の価格の届出 ◆入院時食事療養・生活療養 ◆病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について ◆保険外負担の取扱い
- ◆参考資料(8月定例報告、常勤医師等の取扱いについて など)

連絡先:一般社団法人 茨城県保険医協会

〒300-0038 茨城県土浦市大町 12-31

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341

E-mail:info@ibaho.jp

注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 _____ 担当者名 _____ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 _____) _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

注文数 (_____ 冊) × 価格 (5,200円(会員価格)) = 合計(_____)円

代金支払方法 口座振替(会費と合算しての引落) ・ 代引き(別途手数料 330円 要)

※いずれかに○をつけてください。

5. 院内掲示義務等

院内掲示及びウェブサイトへの掲載については、①厚生労働省令、②療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項、③施設基準や点数表の算定要件、④保険外負担に関するもの、⑤医療法などにおいて、下記の通り義務付けられています。

ただし、ウェブサイトへ掲載が義務付けられているもの（WEBで示した）については、原則として2025年5月31日までは猶予されています。なお、自ら管理するホームページを有しない場合は、ウェブサイトへの掲載義務はありません。

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令関係 WEB
 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第7条において、保険医療機関は、医療機関の見やすい箇所及びウェブサイトには保険医療機関である旨を標示します。

当院は保険医療機関の指定を受けています。

2. 療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項 WEB

(1) 入院基本料に関する事項 WEB

入院基本料に係る届出内容の概要（看護要員の対患者割合、看護要員の構成）を掲示します。また、複数の病棟間で傾斜配置をしている場合は、各病棟の配置状況を掲示します。

(揭示例)

① 入院患者数42人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料6を算定している病院の例

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

※複数の病棟間で傾斜配置をしている場合は、各病棟の看護要員の配置数を例示します。

② 有床診療所入院基本料1を算定している診療所の例

当診療所には、看護職員が7人以上勤務しています。

(2) DPC / PDPS 算定病院 WEB

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数別表第一から第三までの病院の欄に掲げる病院（DPC / PDPS 算定病院）であることを掲示します。

(3) 地方厚生局長等へ届け出た全ての届出医療 WEB

各種施設基準及び入院時食事療養（Ⅰ）又は入院時生活療養（Ⅰ）の基準に適合するものとして届け出た場合は、当該届け出た事項を掲示します。具体的には、届け出た内容のうち、当該届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等をわかりやすく掲示します。

(揭示例)

① 各種施設基準を届け出た場合の例

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、〇〇厚生局長に届出を行って診療を行っています。

(施設基準名称)	(受けられるサービス等)
外来緩和ケア管理料	外来において緩和ケアチームが療養上必要な管理・指導を行います。
ニコチン依存症管理料	要件を満たす禁煙希望者に、禁煙治療を行います。
薬剤管理指導料	入院患者に薬剤師が専門的な薬学的管理を行います。
...	...

第2節 入院の届出・管理に必要な計算式

1. 入院基本料の届出に必要な計算の方法（病院・診療所）

1 入院基本料の届出の際に必要な計算（病院・診療所）

入院基本料の届出にあたっては、看護職員の配置や平均在院日数等の計算が必要である。以下に入院基本料の届出にあたって必要な計算項目を整理した。

(1) 一般病棟

① 入院基本料（月平均夜勤時間超過減算を含む）の届出に必要な計算

入院基本料の届出にあたっては、ア～オの全ての計算が必要である。該当する病院はカ～キの計算も必要である。なお、下記の※は、月平均夜勤時間超過減算及び夜勤時間特別入院基本料を含む。

ア 「入院患者数」

イ 「入院患者数に対する月平均1日当たり必要看護職員数及び配置数」

a 急性期一般入院料1[※]は、入院患者7人に対して常時看護職員1人以上

b 急性期一般入院料2～6[※]は、入院患者10人に対して常時看護職員1人以上

c 地域一般入院料1、2[※]は、入院患者13人に対して常時看護職員1人以上

d 地域一般入院料3[※]は、入院患者15人に対して常時看護職員1人以上

ウ 「正看比率」

a 急性期一般入院料1～6、地域一般入院料1、2入院基本料[※]については、必要最小看護職員数に占める看護師数の割合が7割以上

b 地域一般入院料3[※]については、必要最小看護職員数に占める看護師数の割合が4割以上

エ 「平均夜勤時間数」

夜勤時間帯に従事した看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下（月平均夜勤時間超過減算及び夜勤時間特別入院基本料を除く）

オ 「平均在院日数」

a 急性期一般入院料1[※]は、平均在院日数が16日以内

b 急性期一般入院料2～6[※]は、平均在院日数が21日以内

c 地域一般入院料1、2[※]は、平均在院日数が24日以内

d 地域一般入院料3[※]は、平均在院日数が60日以内

カ 「重症度、医療・看護必要度の基準を満たす入院患者割合」

	一般病棟用の重症者、医療・看護必要度を満たす患者の割合	評価票Ⅰ		評価票Ⅱ	
		21%以上	28%以上	20%以上	27%以上
急性期一般入院料1	A3点以上又はC1点以上	21%以上	28%以上	20%以上	27%以上
	A2点以上又はC1点以上	※	かつ	かつ	
急性期一般入院料2	下記のいずれかに該当	22%以上(200床未満)		21%以上	
急性期一般入院料3	・A2点以上かつ B3点以上	19%以上(200床未満)		18%以上	
急性期一般入院料4	・A3点以上	16%以上(400床未満)		15%以上	
急性期一般入院料5	・C1点以上	12%以上(400床未満)		11%以上	

※評価票Ⅰによる評価は許可病床数200床未満であって、電子カルテシステム未導入の場合に限る。